

滝川都市計画下水道の変更（滝川市決定）

1. 滝川都市計画公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積約 1,638ha（うち処理区域約 1,638ha）

理由

- ・ 平成9年の都市計画運用指針の改定に伴い、「2. 排水区域」の記載内容を変更する。
- ・ 滝川都市計画用途地域の変更に伴い、測量精度の向上による面積精査及び用途地域の縮小より、排水区域を変更する。

3. 滝川都市計画公共下水道「3. 下水管渠」中、栄町1号幹線ほか12幹線を廃止する。

理由

- ・ 平成9年の都市計画運用指針の改定に伴い、「3. 下水管渠」の記載内容を変更する。
- ・ 幹線管渠の基準が「100ha以上の排水区域を担う管渠」から「1,000ha以上の排水区域を担う管渠」に変更されたことから、排水区域が1,000ha未満の栄町1号幹線ほか12路線を廃止する。

4. 滝川都市計画公共下水道「4. ポンプ施設」及び「5. 処理施設」を「4. その他の施設」に統合し、滝川市下水終末処理場を廃止する。

内 訳	位 置	備 考
江部乙中継ポンプ場	滝川市江部乙町	面積約 430m ² 、揚水能力 1.50m ³ /分
北滝の川中継ポンプ場	滝川市北滝の川	面積約 230m ² 、揚水能力 1.90m ³ /分

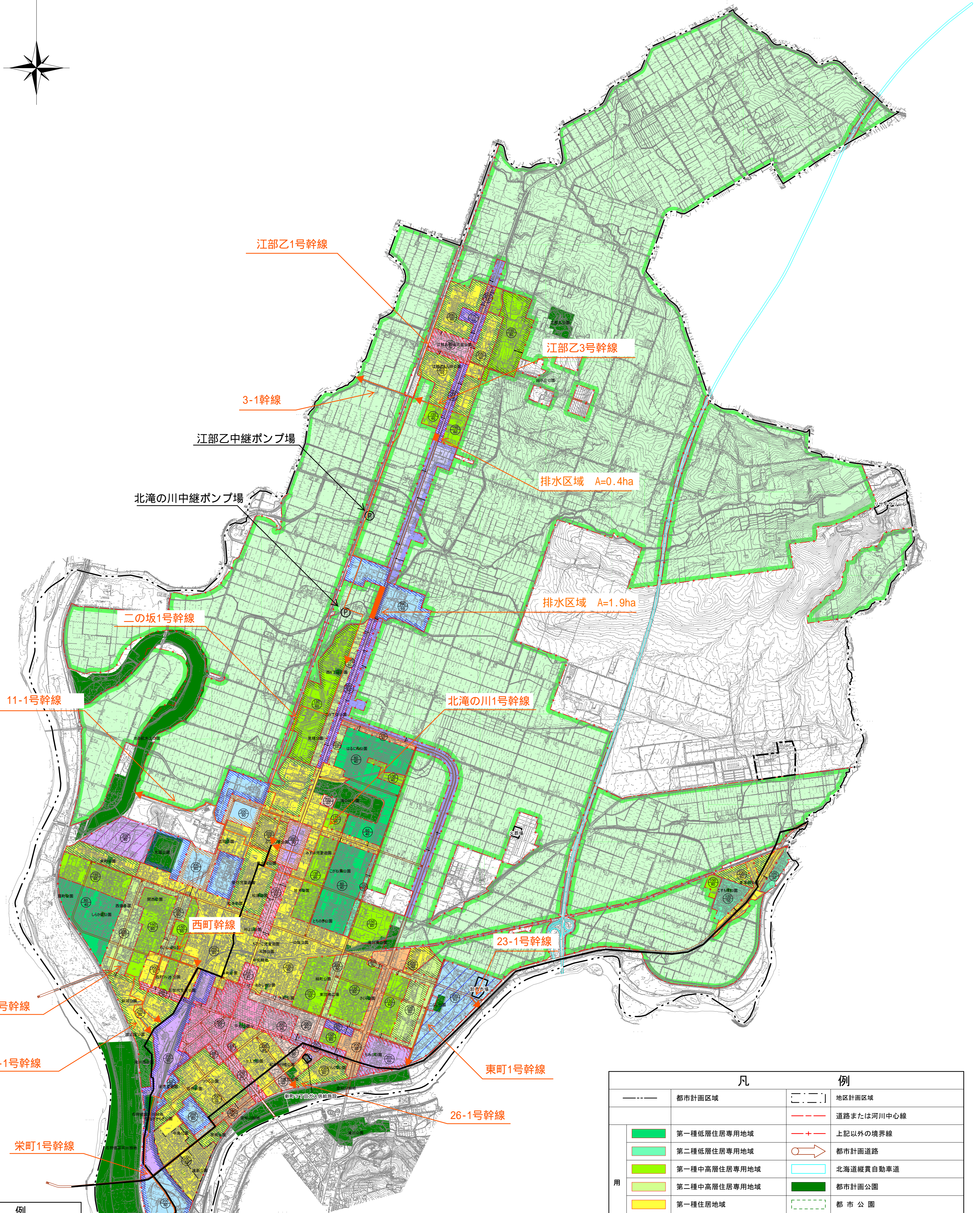
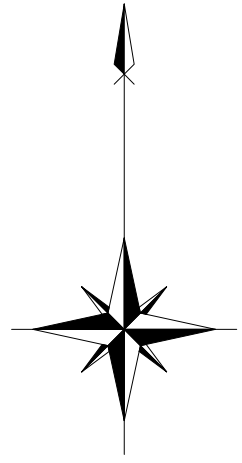
「区域は計画図表示のとおり」

理由

- ・ 平成9年の都市計画運用指針の改定に伴い、「4. その他の施設」の記載内容を変更する。
- ・ 滝川市下水終末処理場は、昭和51年より簡易処理施設として稼働し、昭和61年に石狩川流域下水道奈井江浄化センターの運転開始に伴い滝川市の下水処理機能は同センターへ移管されました。施設を調整池としての活用を検討していたが、現在は利用目的のない遊休施設となっている。

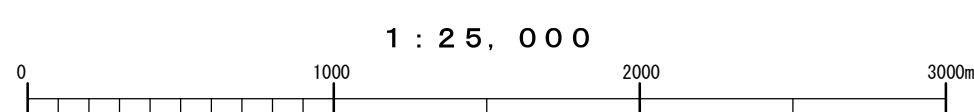
近年は施設の老朽化が著しく安全性や周辺環境への影響が懸念される状態となっており、今後においても施設を有効活用する見込みはないことから、滝川市公共施設等総合管理計画に基づき、施設を撤去し、資材置場等に有効活用を図るため、滝川市下水終末処理場を廃止する。

滝川都市計画総括図



凡	例
色別	区分
	処理場(廃止)
	排水区域(縮小)
	下水管渠(廃止)
	流域下水道幹線
	ポンプ場

滝川都市計画下水道	
総括図	No. 1
縮尺	1/25,000



凡		例	
	都市計画区域		地区計画区域
	第一種低層住居専用地域		道路または河川中心線
	第二種低層住居専用地域		上記以外の境界線
	第一種中高層住居専用地域		都市計画道路
	第二種中高層住居専用地域		北海道縦貫自動車道
	第一種住居地域		都市計画公園
	第二種住居地域		都市公園
	準住居地域		特別工業地区
	近隣商業地域		研究研修地区
	商業地域		大規模集客施設制限地区
	準工業地域		商業業務誘導地区(第一種)
	工業地域		商業業務誘導地区(第二種)
	上段 容積率(%) 下段 建蔽率(%)		商業業務誘導地区(第三種)
	第一種低層住居専用地域		商業業務誘導地区(第四種)
	第二種低層住居専用地域		準防火地域
	建築物の高さ制限10M		特定用途制限地域(主要幹線沿道地区)
			特定用途制限地域(農村環境保全地区)